

鳥取縣公報

告示

昭和二十五年三月十七日
第二千九十二号
金曜日

本書ノハ國定規格A五判

◇鳥取縣告示第三百三十六号

昭和二十二年十一月鳥取縣規則第四十五号、災害復旧耕地事業補助規程第二條による昭和二十四年水害復旧耕地事業補助率を次のように定め昭和二十五年一月一日から

適用する。

昭和二十五年三月十七日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治
補助率を
耕地事業については事業費の十分の五以内
公共施設事業については
事業の十分の六、五以内

◇鳥取縣告示第三百三十七号

建設業法（昭和二十四年八月法律第百号）第八條の規定により次の者を建設業者登録簿に登録した。

昭和二十五年三月十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番号

登録年月日

商号又は名称

主たる營業所の所在地

申請者氏名

鳥取縣知事登録

昭和二十五年

井上工務所

東伯郡下中山村潮音寺一〇一番地

井上勇次郎

(S) 第一四二号

三月八日

森尾組

鳥取市鍛冶町五一番地

森尾 剛

同 第一四三号

同

富士建設株式会社

米子市角盤町二丁目七一

取締役社長 稲田勲

同 第一四四号

同十日

鳥取縣告示第三百三十八号

鳥取縣における津浪予報傳達警戒区域を次のように指定する。

昭和二十五年三月十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣津浪予報傳達警戒区域

鳥取市沿岸

米子市同

岩美郡 東村、浦富町、田後村、網代村、大岩村、福部村、各沿岸

氣高郡 末恒村、室木村、瑞穂村、酒津村、浜村町、青谷町各沿岸

東伯郡

泊村、宇野村、橋津村、長瀬村、中北條村、下北條村大誠村、由良町、浦安町、八橋町、赤碓町、安田村、下中山村各沿岸

西伯郡

逢坂村、光徳村、御來屋町、庄内村、所子村、高麗村、淀江町、大和村、巖村、日吉津村、夜見村、富益村、和田村、大篠津村、中浜村、余

子村、上道村、境町、外江町、渡村、崎津村、彦名村各沿岸

鳥取縣告示第三百三十九号

飲食営業臨時規整法第十一條第三項同施行規則第八條の規定に違反した場合の職務の執行に関する証票を次のように定める。

昭和二十五年三月十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

縦七糎横十糎厚紙色白

表

| | |
|------|--|
| 第 号 | 年 月 日交付 |
| 職 氏名 | 飲食営業臨時規整法第十一條第三項同施行規則第八條の規定に違反した場合の職務の執行に関する証票 (鳥取縣) |

裏

飲食営業臨時規整法第十一條第三項都道府縣知事は前二項の規定により飲食営業を停止し若しくは飲食営業の許可を取消した場合又は第三條第一項の規定による許可を受けた場合において飲食営業を営むときは省令で定めるところにより飲食営業を営むために必要な設備に封印する等の措置をとるべき旨を当該飲食営業を営む者に命ずることができ、同施行規則第八條都道府縣知事は飲食営業を営む者が営業停止処分期間中又は許可取消の処分を受けたとき飲食営業を行つてゐる事実が認められたとき若しくは行つてゐるとき又は許可を受けたときは法第十一條第三項の規定により当該飲食営業を営む者に左に掲げる措置をとるべき旨を命ずることができ、

一、飲食営業の用に供される設備であつて建物以外のもの(器具等を含む)を一定の場所(居住のために使用されてゐる場合を除き)に施錠して封印すること。

00032

教育委員会告示

◇鳥取縣教育委員会告示第六号

鳥取縣教育職員任用審査を左記の通り実施する。

昭和二十五年三月十七日

鳥取縣教育委員会

記

一、日時 場所

昭和二十五年三月二十七日午前八時三十分より

鳥取市鳥取縣庁内鳥取縣教育委員会事務局教務課

| | | | | | | | |
|---|-----|---------|----|---|-----|-----|----|
| 同 | 同 | 一〇七六ノ二 | 山林 | 同 | 同 | 〇〇七 | |
| 同 | 仙隱峯 | 一三三五ノ二三 | 原野 | 同 | 野畑 | | 全部 |
| 同 | 油木 | 一三三四ノ二四 | 同 | 同 | | | |
| 同 | 下出口 | 一〇七三ノ二 | 山林 | 同 | 下野畑 | 〇〇三 | 同 |
| 同 | 同 | 一〇七四ノ二 | 同 | 同 | | 〇〇七 | |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | | 〇〇二 | |
| 同 | 新林 | 一〇六七ノ一二 | 畑 | 同 | 下出口 | | 全部 |
| 同 | 同 | 一〇六六ノ一 | 山林 | 同 | 下朝干 | | 同 |

二、受審資格

1、旧制の高等学校、大専校卒業業者及び卒業見込者並びに同等以上の資格を有する者。

2、旧免許状を有する者。(初訓、専訓、小本正、中等教員、高等教員)

3、任用替を希望する者。

三、審査内容

1、人物審査 教育職員としての資質について行う。

2、筆記審査 教育常識全般について行う、特に教育

関係法規(教育基本法、学校教育法、教育委員

00033

会法、教育公務員特例法)日本国憲法に基づいて。

3、身体検査 縣立保健所で当日一齊に行う。

四、提出書類

1、志願書(鳥取縣庁内鳥取縣教育委員会事務局教務課にある)

2、履歷書 自筆のもの

3、最終学校最終学年成績証明書

昭和二十五年三月二十四日までに鳥取縣教育委員会教務課に提出する。

五、当日持参品

1、筆記用具

2、晝 食

3、身体検査の費用

4、免許状所持者は免許状

公安會委員告示

◇鳥取縣公安委員會告示第一号

鳥取縣道路交通取締規則を次のように定める。

昭和二十五年三月十七日

鳥取縣公安委員會

鳥取縣道路交通取締規則目次

第一章 総 則

第二章 車 馬

第三章 運轉免許

第四章 運轉免許証附則

附 則

鳥取縣道路交通取締規則

第一章 総 則

第一條 この規則における用語及び用語の意義は次の通りとする。

法とは、道路交通取締法をいう。

令とは、道路交通取締令をいう。

停止線とは、信号又は道路標識により通行を停止しなければならぬ位置を示すため道路上に設けられた区画線をいう。

第二條 法第六條の規定により危険防止及びその他交通安全のため通行を制限する場合は、その都度これを表

00034

示する。

第三條 この規則により鳥取縣公安委員会に提出すべき申請書は住所地の警察署長を経由しなければならない。

第二章 車馬

第四條 市街地又は人家の並んだ場所では、令第十八條第一項第一号の自動車の最高速度は毎時四十キロメートル(二四、八哩) 令第十八條第一項第二号の自動車の最高速度は、毎時三十キロメートル(一八、六哩)とする。

緊急自動車の最高速度は毎時七十キロメートル(四三、四哩)とする。

令第十八條の自動車は速度制限の標示のある場所においては、これに従わなければならない。

第五條 令第十九條第一項の規定により緊急自動車に指定するものは、別にこれを告示する。

第六條 車馬は、令第二十一條の規定によるの外左の場所を通行するときは、他の車馬を追いこしてはならない。
五。

一、道路の有効幅員が諸車双方の幅員を合し余裕一メートル以下の場所

二、交通の雑とうする場所又は危険な場所

第七條 車馬は、令第二十七條の規定によるの外左の場所を通行するときは、徐行しなければならない。

一、前條に定める場所

二、学校、幼稚園、病院、兒童遊園地の附近

三、公園

四、学生、生徒の隊列又は葬列その他の行列に近かついたとき

五、トンネル又は踏切

第八條 車馬は、令第二十八條及び第二十九條の規定によるの外左の場所において止むを得ない場合の外停車し又は駐車してはならない。

一、著しく狭あいの場所

二、鉄道踏切りから五メートル以内

三、その他交通の妨害となる場所

第九條 令第三十八條第一項の規定によつて、令第三十

00035

六條の制限超過の許可を受けようとするときは、申請書に左の事項を記載しなければならない。

一、申請者の住所、氏名(法人にあつてはその名称及び事務所々在地)

二、運送の日時及び経路

三、車両番号

四、運送の方法

五、貨物の種類又は名称

六、重量又は長さ、幅及び高さ等

第十條 令第三十八條第一項の規定によつて、令第三十七條第一項又は第二項の制限超過の許可を受けようとするときは、申請書に左の事項を記載しなければならない。

一、申請者の住所氏名(法人にあつてはその名称及び事務所々在地)

二、運送の日時及び経路

三、車両番号

四、運送の方法

五、貨物の種類又は名称

六、重量又は長さ、幅及び高さ等

第十一條 令第三十八條第二項の規定によつて許可を受けようとするときは、申請書に左の事項を記載しなければならない。

一、申請者の住所、氏名(法人にあつてはその名称及び事務所々在地)

二、自動車の種類及び車両番号

三、使用の目的

四、使用の日時又は期間

五、運轉の経路又は区域

六、乗車人員

第十二條 前三條の規定により許可を与えたときは、第九條又は第十條は別記第一号様式の許可証を、前條は別記第二号様式の許可証を交付す

第十三條 前條の許可証は輸送中これを携帯し、使用の後、遅滞なく返納しなければならない。

第三章 運轉免許

00036

第十四條 令第四十二條の二第一項の規定によつて運転免許を受けようとするものは、別記第三号様式の申請書に戸籍抄本、寫真二葉(申請前六ヶ月以内に撮影した名刺版、脱帽、正面半身無台紙のものであつて、その裏面に撮影年月日を記載したもの。以下同じ。)及び精神病、聴力、視力、色盲及び四肢の運動障害に關する医師の診断書を添え、令第四十四條第一項第一号の規定に該当するものは、自動車練習所の発行する証明書、令第四十四條第一項第二号に該当するものは、運転免許証又はその寫を添えなければならぬ。

現に運転免許を有するもので異種の運転免許を受けようとするものは、現に有する運転免許証の寫を以つて、戸籍抄本に代えることができる。

第十五條 令第四十二條の二第二項の規定によつて仮運転免許を受けようとするものは、別記第四号様式の申請書に寫真二葉及び現に有する運転免許証を添えて申請しなければならぬ。

第十六條 令第四十二條の二第三項の規定によつて練習

のための仮運転免許を受けようとするものは、別記第五号様式の申請書に第十四條に規定する書類を添えて申請しなければならない。

第十七條 令第四十六條第一項第一号乃至第四号に規定するもの、外左の各号の一に該当するものには、運転免許を与えない。

一、免許申請若しくは受験に際し不正を行い又は免許を受けないで自動車を運転し発覚した日から一年を経過しないもの。

二、眼鏡を使用しても五メートルの距離で万国標準視力表七段以下の見分けが出来ないもの又は困難なもの。

三、發作的に精神又は身体に異狀を來たし、その病狀が自動車を運転するに適しないと認められたもの。

四、四肢の運動が著しく不完全で自動車を運転するに適しないと認めるもの。

五、性質素行が甚だしく不良のもの

六、屢々交通法規に違反したものの。

00037

七、前各号の外性能又は身体に著しい欠陥があつて自動車運転するに適しないと認めるもの。

第十八條 令第四十四條の規定による、令第四十二條の試験は、左の各号によりその一部を省略する。

- 一、令第四十四條第一項第一号の規定による証明書を有するものについては、令第四十三條第一項第一号の技能試験、同第二号の筆記試験
- 二、令第四十四條第一項第二号に規定するものについては技能試験

第十九條 技能試験は、實地に自動車を運転させてこれを行う。

第二十條 筆記試験は、主として左の法令中で運転者として必要な事項及び交通上危害予防に必要な自動車の構造装置の平易な取扱ひについてこれを行う。

- 一、道路交通取締法
- 二、道路交通取締令
- 三、道路標識令
- 四、道路運送法

五、車輛規則

六、法及び令に基いて鳥取縣知事並びに鳥取縣公安委員会の規定した事項(道路交通取締令施行規則並びに鳥取縣道路交通取締規則)

第二十一條 指定された試験日時に出頭しないものは、不合格となる。

止むを得ない事由によつて試験施行までに指定の日時に受験することができない旨を届け出たものに対しては、試験施行の日時を変更することがある。

第二十二條 技能試験、筆記試験は何れも一〇〇点満点とし、それ〃八〇点以上に、身体検査は、最低標準に達するか若しくは第二十四條の條件に適合するものを以つて合格者とする。

第二十三條 令第四十四條の三の規定により、試験に合格し又は合格したものとみなされたもので、市町村公安委員会の管轄区域を主たる運転地とするものに対しては、その主たる運転地を管轄する公安委員会に別記第六号様式の合格通知書を送付しなければならない。

第二十四條 令第四十五條の三の規定による免許の條件は、身体的欠陥がその設備装置をすることによつて、身体的適格者とは何等異なる安全運轉の状態に十分補はれ得るものでなければならぬ。

第四章 運轉免許証

第二十五條 令第四十七條の規定による本籍、住所又は氏名を変更したときは、別記第七号様式によつて、届け出でなければならぬ。

前項の届け出では、本籍又は氏名を変更したときには、これに戸籍抄本を添えなければならぬ。

第二十六條 令第四十七條の規定による主たる運轉地を変更したときは、別記第八号様式による届書及び寫眞一葉に運轉免許証を添えて届け出でなければならぬ。

第二十七條 令第四十八條の規定によつて運轉免許証の検査を受けようとするものは、別記第九号様式の申請書に運轉免許証及び寫眞二葉を添えて申請しなければならぬ。

第二十八條 令第五十一條の規定によつて運轉免許証の

再交付を受けようとするものは、別記第十号様式の申請書に寫眞二葉及び破損の場合は、その運轉免許証を添えて申請しなければならぬ。

第二十九條 令第五十二條第一項第一号及び第二号によつて運轉免許証を返納するものは、別記第十一号様式の届書に運轉免許証を添えてしなければならぬ。

附則

この規則は告示の日から施行する。

道路交通取締規則（昭和二十三年四月鳥取縣公安委員会告示第一号）は廃止する。

別記様式第一号（第十二條の規定によるもの）

許可証

住所 氏名

- 一、運送の日時 経路
- 二、車兩番号
- 三、運送の方法
- 四、貨物の種類又は名称

00033

五、重量又は長さ、幅及び高さ
右許可する。

年月日

地区警察署長 ㊟

別記様式第二号（第十二條の規定によるもの）

許可証

住所 氏名

- 一、自動車の種類及び車兩番号
 - 二、使用の目的
 - 三、使用の日時期間
 - 四、運轉の経路又は区域
- 右許可する。

年月日

地区警察署長 ㊟

別記様式第三号（第十四條の規定によるもの）

自動車運轉免許申請書

収入印紙貼付欄
(消印をしないこと)

| | | | | | | | |
|-------|-------------------------------------|----|----|----|---|-------|---------|
| 免許の種類 | 現に運轉免許を有する者はその種類番号を交付年月日及び交付した公安委員会 | 種 | 類 | 番 | 号 | 交付年月日 | 交付公安委員会 |
| | 運轉免許申請者 | 氏名 | 住所 | 本籍 | 生 | 年 | 月 |

寫眞二葉貼付欄

右自動車運轉免許を受けたいので寫眞二葉、戸籍抄本及び医師の診断書並びに試験手数料 円（収入印紙）を添えて申請いたします。

年月日

氏名 ㊟

鳥取縣公安委員会御中
備考 市町村公安委員会の管轄区域を主たる運轉地とする者は「自動車運轉免許試験申請書」とすること。

別記様式第四号(第十五條の規定によるもの)
自動車仮運轉免許申請書

寫眞仮貼付欄

| 収入印紙貼付欄 (消印をしないこと) | |
|------------------------|----------------|
| 現に有する運轉免許証の発行行政庁及び有効期間 | 運轉しようとする自動車の種類 |
| 申請者 氏名 | 住所又滞在地 |
| 生年月日 | 本籍又は国籍 |

右自動車仮運轉免許を受けたので寫眞二葉運轉免許証並びに手数料 円(収入印紙)を添えて申請いたします。

年 月 日 氏 名 ㊦

鳥取縣公安委員会御中

別記様式第五号(第十六條の規定によるもの)
練習のための自動車仮運轉免許申請書

寫眞仮貼付欄

| 収入印紙貼付欄 (消印をしないこと) | |
|-----------------------|-----------------------|
| 練習しようとする自動車の種類 | 練習のための自動車仮運轉免許申請書とする。 |
| 申請者 氏名 | 住所 |
| 生年月日 | 本籍 |

右練習のための自動車仮運轉免許を受けたので寫眞二葉、戸籍抄本、医師の診断書並びに手数料 円(収入印紙)を添えて申請いたします。

年 月 日 氏 名 ㊦

鳥取縣公安委員会御中

備考 市町村公安委員会の管轄区域を主たる運轉地とする者は「練習のための自動車仮運轉免許試験申請書」とする。

00041

別記様式第六号(第二十三條の規定によるもの)
第 号 運轉免許試験合格通知書

寫眞二葉 住所 氏 名
仮貼付欄 年 月 日生

- 一、合格した試験の種類
 - 二、免許の条件
 - 三、合格したものとみなした事項
 - 四、合格したものとみなした事由
- 右合格したものであるから通知する。

年 月 日 鳥取縣公安委員会

公安委員会御中
別記様式第七号(第二十五條の規定によるもの)

- 自動車運轉者「」届
- 一、免許の種類及び免許番号
- 二、届出の要旨

右のとおりですから免許証訂正下さるよう届け出いたします。

年 月 日 住所 氏 名 ㊦

鳥取縣公安委員会御中

別記様式第八号(第二十六條の規定によるもの)
自動車運轉者運轉地変更届

寫眞二葉貼付欄

一、本籍 住所 氏 名
年 月 日生

- 二、免許の種類
- 三、旧運轉地
- 四、新運轉地

交付年月日

- 三、旧運轉地
- 四、新運轉地

00042

右のとおり運転地を変更しましたから寫眞二葉及び免許証を添えて届け出いたします。

年 月 日

氏

名 ㊦

鳥取縣公安委員会御中

別記様式第九号(第二十七條の規定によるもの)

自動車運転免許証検査申請書

寫眞二葉仮貼付欄

- 一、免許の種類及び免許番号
- 二、交付年月日

右免許証の検査を願いたいから寫眞二葉及び免許証を添えて申請いたします。

年 月 日

住所

氏

名 ㊦

鳥取縣公安委員会御中

別記様式第十号(第二十八條の規定によるもの)
自動車運転免許証再交付申請書

寫眞二葉貼付欄

- 一、免許の種類及び免許番号
- 二、再交付申請事由

右の通りですから免許証再交付下さるよう寫眞二葉を添えて申請いたします。

年 月 日

住所

氏

名 ㊦

鳥取縣公安委員会御中

別記様式第十一号(第二十九條の規定によるもの)

自動車運転免許証返納届

- 一、免許の種類及び免許番号
- 二、返納事由

右の通りですから自動車運転免許証返納いたしました度く免許証を添えて届け出いたします。

00043

公 告

鳥取縣公安委員会御中

氏

名 ㊦

年 月 日

住所

◇資格審査結果公告第五十七号

(自昭和二十五年二月一日
至同 年二月二十八日)

昭和二十五年三月十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、この表は、公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令(昭和二十二年勅令第一号)、市町村長の立候補禁止に関する件(昭和二十二年勅令第三号)、昭和二十二年勅令第一号施行に関する件(昭和二十二年閣令内務省令第一号)及び昭和二十三年政令第六十二号の規定により鳥取縣知事が行った資格審査の結果である。

二、この表は、最も廣く公表するものである。市町村役場はこの公報を受けたならば直ちにこれを掲示しなけ

ればならない。この掲示は少くとも一ヶ月間継続し、次の新公報を受け取つたときはこれと取り換え取り換えた公報はこれを破棄することなく、公衆の参照に供し得るように、市町村役場に編つて保存しなければならぬ。

三、この表に掲載された者であつて、資格審査の完了した者の調査表は鳥取縣庁に保管し、これを公衆の閲覧に供する。

何人でも要求すれば前項の調査表を自由に閲覧することが出来る。

四、資格審査の結果は次の通りである。

資格審査人員数 一一名
非該当決定者 一一名

審査を受けた公職及びその氏名

(1) 昇任又は任命予定者

○市普通公職者

鳥取市 岩佐 博厚 正木 質 坂口 義信
鳥井 庄一 大石賀壽雄 原 悟郎

加藤 倫夫 山本 勇雄 徳田 俊一
 鳥取市 岸本 重雄
 ○鳥取縣民生委員
 ○水利組合公職者
 蚊屋井手普通水利組合議員 谷本 節

彙報

昭和二十五年三月十七日 鳥 取 縣

一、名称及び字区域変更について
 (一) 昭和二十五年一月一日から島根縣能義郡荒島村の次の大字の名称を変更した。
 旧 能義郡荒島村下意東
 新 能義郡荒島村西荒島
 二、役場位置の変更について
 (一) 昭和二十四年四月九日から香川縣多度郡廣島村では左記のように役場の位置を変更した。

一、旧位置 同廣島茂浦四一〇番地
 三、町村役場の焼失について
 (一) 昭和二十五年一月二十日福井縣丹生郡立待村役場が焼失した。
 (二) 昭和二十五年一月二十日群馬縣新田郡木崎町役場が焼失した。
 四、村長職印紛失について
 (一) 廣島縣世羅郡久志村において昭和二十五年二月五日村長職印を紛失した。

正誤

昭和二十四年三月二十五日付鳥取縣公報第九百九十六号で告示された縣告示正誤中左記の通り誤植があるので訂正する。

記

頁 行目 誤 正
 三七 十六 外新田東通り 外新聞東通り

第六百七十一号並第六百八十七号中左記の通り誤植があるので訂正する。

告示第六百七十一号

| 頁 | 行目 | 反 誤 | 反 正 |
|---|----|--------|--------|
| 六 | 七 | 二、五二五 | 二、八〇〇 |
| 同 | 八 | 、九〇九 | 、八〇〇 |
| 同 | 九 | 二、七〇二 | 二、八〇〇 |
| 同 | 十 | 二、九〇六 | 三、〇〇〇 |
| 同 | 十一 | 三、二二〇 | 三、五〇〇 |
| 同 | 十二 | 三、九一三 | 三、〇〇〇 |
| 同 | 十三 | 九、五二〇 | 一〇、〇〇〇 |
| 同 | 十四 | 、八二八 | 、八〇〇 |
| 同 | 十五 | 二、五二五 | 二、五〇〇 |
| 同 | 十六 | 、九〇八 | 二、〇〇〇 |
| 七 | 一 | 一四、〇二四 | 一四、〇〇〇 |
| 同 | 二 | 四五、九〇〇 | 四六、七〇〇 |

頁 行目 誤 正
 二 九 土らダ鈴木茂雄、土ウダ鈴木茂雄鈴木茂雄